

様式第3号（第12条関係）

会 議 録

| | |
|-------------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 令和元年度第1回吉川市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 開 催 日 時 | 令和元年5月27日（月） 午前9時15分から 午前10時10分まで |
| 開 催 場 所 | 吉川市役所302会議室 |
| 出席委員（者）氏名 | 小林弘和委員（会長）、杉村好美委員、横家豪委員 |
| 欠席委員（者）氏名 | なし |
| 担 当 課 職 氏 名 | 総務部庶務課長 互井満 総務部庶務課文書担当副主幹 松本英明 総務部庶務課文書担当主事 江原千晶 総務部財政課長 吉田誠 総務部財政課管財担当 若林博之 |
| 会議次第と会議の公開又は非公開の別 | (1) 平成30年度吉川市情報公開・個人情報保護制度実施状況について（公開） (2) 吉川市公用車ドライブレコーダーの管理及び運営に関する規則の制定について（諮問）（公開） (3) その他（公開） |
| 非 公 開 の 理 由 | |
| 傍 聴 者 の 数 | なし |
| 会 議 資 料 の 名 称 | (1) 令和元年度第1回吉川市情報公開・個人情報保護審査会次第 (2) 平成30年度吉川市情報公開・個人情報保護制度実施状況報告書 (3) 吉川市公用車ドライブレコーダーの管理及び運営に関する規則の制定について（諮問） |
| 会議録の作成方法 | ■ 要点記録 |

| 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等） | |
|---------------------------|--|
| 事務局 | (1) 平成30年度吉川市情報公開・個人情報保護制度実施状況について 資料に基づき説明 |
| 委員 説明員 | 保有個人情報開示請求のうち、受付番号9の請求に至った理由は。 当市の本人通知制度に登録した者が自分の戸籍取得に関する通知を受領し、身に覚えのないため開示請求に至ったものである。 |
| 委員 説明員 | 本人通知制度の登録件数は。 600件～700件だったように把握している。 |
| | (2) 吉川市公用車ドライブレコーダーの管理及び運営に関する規則の制定について（諮問） |
| 説明員 | 資料に基づき説明 |
| 委員 説明員 | 事故等が記録されたデータの保存3月という期間は、他自治体も同様か。 そうである。吉川だけが特段短いわけではない。 |
| 委員 説明員 | 公用車への表示はどのような物を想定しているか。 マグネットタイプで「ドライブレコーダー作動中」と公用車後ろに表示する予定である。 |
| 委員 説明員 | 第4条のデータ消去と第5条のデータ上書きの関係は。 第4条は事故等が起こったときに人為的にデータを取り出して行うものである。第5条は何もないときに機械が自動的に上書きするものである。 |
| 委員 | データは、すぐにフォルダ作成されるものなのか。 |

| | |
|-----|---|
| 説明員 | ぶつかった衝撃や加速度の変化でフォルダ作成されるが、事故等がなければフォルダ内のデータも消去する。 |
| 委員 | フォルダ作成されたデータは、管理責任者は確認するのか。 |
| 説明員 | 確認する予定はない。 |
| 委員 | 公用車は何台あるのか。 |
| 説明員 | 財政課の集中管理車31台に出先施設の車を加えて、合計70台である。 |
| 委員 | 市が所有していない公用車はあるのか。 |
| 説明員 | 現在のところはない。 |
| 委員 | 公用車がレンタルの自治体も増えているが、そうなったら改正するのか。 |
| 説明員 | 現在のところレンタルの予定はないが、今後必要であれば改正する。 |
| 委員 | ドライブレコーダーも市の所有物なのか。 |
| 説明員 | そうである。購入して装着予定である。 |
| 委員 | データの外部提供では、事故の当事者である市民には提供できないのか。 |
| 説明員 | その予定である。請求は保有個人情報開示請求で対応するが、本人以外が映っている場合、提供することはできない。警察や裁判所からの請求であれば、個人情報保護条例の規定により提供することは可能。 |
| 委員 | 裁判や保険の進捗で3月以上かかることも大いに考えられる。データの保存も原則3月とし、長期保存・提供が必要な場合に対応できる条文が必要 |
| | (3) その他 |
| 事務局 | 情報公開請求に対する審査請求書について報告。提出があり受付しているが、審査請求人が取下げの意思を表示しているため保留となっている。 |
| 委員 | 相手の都合もあるので、急かさず相手のペースに合わせて進めるべき。 |